

2023. 2

(議案第36号～議案第56号)

令和5年度

予 算 書

い わ き 市

# 目 次

議案第 36 号	令和5年度いわき市一般会計予算	3 頁
議案第 37 号	令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	17 頁
議案第 38 号	令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	25 頁
議案第 39 号	令和5年度いわき市介護保険特別会計予算	29 頁
議案第 40 号	令和5年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	33 頁
議案第 41 号	令和5年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	37 頁
議案第 42 号	令和5年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	43 頁
議案第 43 号	令和5年度いわき市競輪事業特別会計予算	47 頁
議案第 44 号	令和5年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算	51 頁
議案第 45 号	令和5年度いわき市川部財産区特別会計予算	57 頁
議案第 46 号	令和5年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算	61 頁
議案第 47 号	令和5年度いわき市磐崎財産区特別会計予算	65 頁
議案第 48 号	令和5年度いわき市澤渡財産区特別会計予算	69 頁
議案第 49 号	令和5年度いわき市田人財産区特別会計予算	73 頁
議案第 50 号	令和5年度いわき市川前財産区特別会計予算	77 頁
議案第 51 号	令和5年度いわき市水道事業会計予算	83 頁
議案第 52 号	令和5年度いわき市工業用水道事業会計予算	89 頁
議案第 53 号	令和5年度いわき市病院事業会計予算	91 頁
議案第 54 号	令和5年度いわき市下水道事業会計予算	95 頁
議案第 55 号	令和5年度いわき市地域汚水処理事業会計予算	101 頁
議案第 56 号	令和5年度いわき市農業集落排水事業会計予算	103 頁



# 一 般 会 計



## 令和5年度いわき市一般会計予算

令和5年度いわき市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,767,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内田 広之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		52,158,577
	1 市民税	19,981,305
	2 固定資産税	22,385,085
	3 軽自動車税	1,023,719
	4 市たばこ税	2,772,426
	5 鉱産税	1
	6 入湯税	83,853
	7 都市計画税	3,480,485
	8 事業所税	2,431,703
2 地方譲与税		1,397,515
	1 地方揮発油譲与税	305,814
	2 自動車重量譲与税	841,662
	3 特別とん譲与税	87,315
	4 森林環境譲与税	162,724
3 利子割交付金		15,912
	1 利子割交付金	15,912
4 配当割交付金		118,231
	1 配当割交付金	118,231
5 株式等譲渡所得割交付金		60,688
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,688
6 法人事業税交付金		738,409
	1 法人事業税交付金	738,409
7 地方消費税交付金		9,118,954



(単位 千円)

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	9,118,954
8 ゴルフ場利用税交付金		138,725
	1 ゴルフ場利用税交付金	138,725
9 環境性能割交付金		82,692
	1 環境性能割交付金	82,692
10 地方特例交付金		318,776
	1 地方特例交付金	313,995
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	4,781
11 地方交付税		16,220,017
	1 地方交付税	16,220,017
12 交通安全対策特別交付金		51,000
	1 交通安全対策特別交付金	51,000
13 分担金及び負担金		679,277
	1 負担金	679,277
14 使用料及び手数料		2,485,774
	1 使用料	1,882,554
	2 手数料	603,220
15 国庫支出金		26,539,344
	1 国庫負担金	18,976,736
	2 国庫補助金	7,491,073
	3 国庫委託金	71,535

(単位 千円)

款	項	金額		
16 県支出金		10,482,816		
	1 県負担金	6,063,620		
	2 県補助金	3,692,051		
	3 県委託金	727,145		
17 財産収入		375,823		
	1 財産運用収入	132,169		
	2 財産売却収入	243,654		
18 寄附金		661,799		
	1 寄附金	661,799		
19 繰入金		8,632,815		
	1 基金繰入金	8,632,815		
20 繰越金		1,000,000		
	1 繰越金	1,000,000		
21 諸収入		4,967,447		
	1 延滞金、加算金及び過料	41,750		
	2 市預金利子	645		
	3 貸付金元利収入	2,176,645		
	4 受託事業収入	139,323		
	5 収益事業収入	300,000		
	6 雑入	2,309,084		
22 市債		10,522,719		
	1 市債	10,522,719		
歳	入	合	計	146,767,310

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		688,994
	1 議会費	688,994
2 総務費		13,319,543
	1 総務管理費	10,631,496
	2 徴税費	1,353,126
	3 戸籍住民基本台帳費	1,016,486
	4 選挙費	187,974
	5 統計調査費	28,844
	6 監査委員費	101,617
3 民生費		54,460,856
	1 社会福祉費	27,502,125
	2 児童福祉費	19,017,890
	3 生活保護費	7,589,256
	4 災害救助費	351,585
4 衛生費		18,877,446
	1 保健衛生費	11,944,188
	2 清掃費	5,976,322
	3 上水道費	956,936
5 労働費		129,700
	1 労働諸費	129,700
6 農林水産業費		6,027,669
	1 農業費	2,385,083
	2 林業費	1,084,529

(単位 千円)

款	項	金額
	3 水産業費	2,558,057
7 商工費		3,889,823
	1 商工費	3,889,823
8 土木費		17,699,402
	1 土木管理費	506,934
	2 道路橋りょう費	4,016,288
	3 河川費	1,309,059
	4 港湾費	49,769
	5 都市計画費	8,791,101
	6 住宅費	3,026,251
9 消防費		5,317,274
	1 消防費	5,317,274
10 教育費		13,570,570
	1 教育総務費	4,482,162
	2 小学校費	1,634,016
	3 中学校費	1,013,036
	4 幼稚園費	320,494
	5 社会教育費	2,852,118
	6 保健体育費	3,268,744
11 災害復旧費		107,404
	1 厚生労働施設災害復旧費	10
	2 農林水産業施設災害復旧費	40
	3 公共土木施設災害復旧費	70,420

(単位 千円)

款	項	金額		
	4 文教施設災害復旧費	20		
	5 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	36,914		
12 公債費		12,178,619		
	1 公債費	12,178,619		
13 諸支出金		10		
	1 普通財産取得費	10		
14 予備費		500,000		
	1 予備費	500,000		
歳	出	合	計	146,767,310

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	職員住宅解体事業	101,508	令和5年度	88,312
				令和6年度	13,196
4 衛生費	2 清掃費	旧塵芥収集基地解体事業	65,373	令和5年度	29,414
				令和6年度	35,959
		クリーンピーの森浸出水処理施設制御設備等改修事業	26,400	令和5年度	11,880
				令和6年度	14,520
8 土木費	3 河川費	緊急重点河川改良事業 (山王田川・窪根川・赤沼川)	290,000	令和5年度	207,000
				令和6年度	77,000
				令和7年度	6,000
	5 都市計画費	内郷駅跨線人道橋整備事業	82,734	令和5年度	26,871
				令和6年度	55,863
		駅前広場等長寿命化事業 (泉駅自由通路)	251,856	令和5年度	102,608
令和6年度	149,248				
9 消防費	1 消防費	消防本部・平消防署 統合庁舎空気調和設備改修事業	261,360	令和5年度	104,544
				令和6年度	156,816
10 教育費	5 社会教育費	草野心平記念文学館 自動火災報知設備等改修事業	16,104	令和5年度	6,440
				令和6年度	9,664
		暮らしの伝承郷高圧受変電設備改修事業	32,912	令和5年度	13,165
				令和6年度	19,747

### 第3表 債務負担行為

(新規)

事	項	期	間	限	度	額
1	工場等立地奨励金 (令和5年度交付決定分)	自	令和5年度			
		至	令和6年度			15,000 千円

## 第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 249,000	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	621,400			
社会福祉施設整備事業	319,100			
一般廃棄物処理事業	391,200			
介護老人保健施設整備事業	77,100			
農業農村整備事業	129,000			
林道整備事業	65,000			
地域活性化事業	59,400			
道路整備事業	502,900			
辺地対策事業	29,700			
地方道路等整備事業	1,190,900			
排水路整備事業	984,600			
自然災害防止事業	83,200			
公営住宅建設事業	279,100			
都市計画事業	1,096,200			
消防施設整備事業	726,900			
防災施設整備事業	7,400			
学校教育施設等整備事業	275,700			
社会教育施設整備事業	11,500			
体育施設整備事業	28,000			
庁舎等施設災害復旧事業	36,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設災害復旧事業	千円 70,400			
上水道出資債	688,600			
臨時財政対策債	2,600,419			
計	10,522,719			

# 特 別 会 計



## 令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度いわき市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,643,060千円、直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



第1表 歳入歳出予算  
事業 勘 定  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,229,464
	1 国民健康保険税	5,229,464
2 使用料及び手数料		3,710
	1 手数料	3,710
3 国庫支出金		14,894
	1 国庫補助金	14,894
4 県支出金		21,369,720
	1 県補助金	21,369,720
5 財産収入		93
	1 財産運用収入	93
6 繰入金		2,956,186
	1 他会計繰入金	2,756,186
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		68,992
	1 延滞金、加算金及び過料	36,503
	2 市預金利子	1
	3 雑入	32,488
歳 入	合 計	29,643,060

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		368,238
	1 総務管理費	204,320
	2 徴税費	110,648
	3 運営協議会費	783
	4 国民健康保険医療費適正化 特別対策事業費	52,487
2 保険給付費		21,255,953
	1 療養諸費	18,338,666
	2 高額療養費	2,822,922
	3 出産育児諸費	63,032
	4 葬祭諸費	28,400
	5 移送費	100
	6 傷病手当金	2,833
3 国民健康保険事業費納付金		7,411,048
	1 医療給付費分	5,246,341
	2 後期高齢者支援金等分	1,629,447
	3 介護納付金分	535,260
4 保健事業費		362,961
	1 特定健康診査等事業費	261,959
	2 保健事業費	101,002
5 基金積立金		93
	1 基金積立金	93
6 諸支出金		44,767

(単位 千円)

款	項	金額		
	1 償還金及び還付加算金	35,930		
	2 延滞金	1		
	3 繰出金	8,836		
7 予備費		200,000		
	1 予備費	200,000		
歳	出	合	計	29,643,060





直 診 勘 定  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診療収入		15,962
	1 外来収入	14,750
	2 その他の診療収入	1,212
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 繰入金		34,860
	1 他会計繰入金	26,024
	2 事業勘定繰入金	8,836
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		153
	1 市預金利子	1
	2 雑入	152
歳 入	合 計	51,009

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		39,455
	1 施設管理費	39,455
2 医業費		11,253
	1 医業費	11,253
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	51,009

## 令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度いわき市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,408,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,365,416
	1 後期高齢者医療保険料	3,365,416
2 使用料及び手数料		702
	1 手数料	702
3 繰入金		1,028,296
	1 他会計繰入金	1,028,296
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		13,895
	1 延滞金、加算金及び過料	776
	2 償還金及び還付加算金	13,039
	3 市預金利子	1
	4 雑入	79
歳 入 合 計		4,408,310

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		100,663
	1 総務管理費	81,795
	2 徴収費	18,868
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		4,294,588
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	4,294,588
3 諸支出金		13,059
	1 償還金及び還付加算金	13,059
歳 出	合 計	4,408,310

## 令和5年度いわき市介護保険特別会計予算

令和5年度いわき市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,384,916千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月16日提出

いわき市長 内田 広之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		6,820,858
	1 介護保険料	6,820,858
2 使用料及び手数料		947
	1 手数料	947
3 国庫支出金		7,626,230
	1 国庫負担金	5,709,368
	2 国庫補助金	1,916,862
4 支払基金交付金		8,649,547
	1 支払基金交付金	8,649,547
5 県支出金		4,648,697
	1 県負担金	4,417,329
	2 県補助金	231,368
6 財産収入		85
	1 財産運用収入	85
7 繰入金		5,594,938
	1 一般会計繰入金	5,118,859
	2 基金繰入金	476,079
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		43,613
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	43,610
歳 入	合 計	33,384,916

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		551,932
	1 総務管理費	156,880
	2 徴収費	36,853
	3 要介護認定等費	355,977
	4 趣旨普及費	2,222
2 保険給付費		31,211,462
	1 介護サービス等諸費	30,415,840
	2 高額介護サービス等費	761,401
	3 諸費	34,221
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		1,509,562
	1 包括的支援等事業費	633,162
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	872,966
	3 諸費	3,434
5 基金積立金		85
	1 基金積立金	85
6 諸支出金		11,874
	1 償還金及び還付加算金	11,874
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	33,384,916

## 令和5年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度いわき市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,037
	1 一般会計繰入金	2,037
2 繰越金		34,545
	1 繰越金	34,545
3 諸収入		95,845
	1 貸付金元利収入	95,840
	2 市預金利子	1
	3 雑入	4
歳 入	合 計	132,427

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		132,427
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費	132,427
歳 出	合 計	132,427

## 令和5年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度いわき市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,385,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内田 広之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		175,000
	1 国庫補助金	175,000
2 繰入金		717,917
	1 他会計繰入金	717,917
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		295,186
	1 保留地処分金	295,178
	2 土地区画清算金	7
	3 市預金利子	1
5 市債		197,800
	1 市債	197,800
歳 入	合 計	1,385,904

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理費		796,482
	1 総務管理費	85,256
	2 事業費	711,226
2 公債費		589,322
	1 公債費	589,322
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	1,385,904

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
勿来錦第一土地区画整理事業	千円 197,800	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	197,800			



## 令和5年度いわき市卸売市場事業特別会計予算

令和5年度いわき市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		178,601
	1 使用料	178,601
2 繰入金		81,353
	1 他会計繰入金	81,353
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		205,029
	1 市預金利子	1
	2 雑入	205,028
歳 入	合 計	464,984



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		427,036
	1 卸売市場費	427,036
2 公債費		37,448
	1 公債費	37,448
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	464,984

## 令和5年度いわき市競輪事業特別会計予算

令和5年度いわき市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,592,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		24,313,495
	1 競輪事業収入	24,313,495
2 財産収入		4,083
	1 財産運用収入	4,083
3 繰入金		490,160
	1 基金繰入金	490,160
4 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
5 諸収入		1,285,021
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1,285,020
歳 入	合 計	26,592,759

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業費		26,092,758
	1 競輪総務費	1,284,143
	2 競輪開催費	24,808,615
2 諸支出金		1
	1 地方公共団体金融機構納付 金	1
3 繰出金		300,000
	1 他会計繰出金	300,000
4 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	26,592,759

## 令和5年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算

令和5年度いわき市の温泉給湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,857千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		105,025
	1 使用料	105,022
	2 手数料	3
2 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
3 繰入金		88,117
	1 基金繰入金	43,771
	2 一般会計繰入金	44,346
4 繰越金		8,663
	1 繰越金	8,663
5 諸収入		39
	1 市預金利子	1
	2 雑入	38
歳 入	合 計	201,857



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 温泉給湯事業費		196,857
	1 給湯事業費	184,240
	2 浴場事業費	12,617
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	201,857

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	温泉給湯事業費	1 給湯事業費	第4配湯所配湯設備 改修事業	千円	千円
				97,570	令和5年度
				令和6年度	58,542



## 令和5年度いわき市川部財産区特別会計予算

令和5年度いわき市の川部財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ751千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市川部財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		257
	1 財産運用収入	255
	2 財産売払収入	2
2 繰入金		461
	1 基金繰入金	461
3 繰越金		31
	1 繰越金	31
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	751

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		263
	1 管理会費	263
2 財産費		468
	1 財産管理費	468
3 予備費		20
	1 予備費	20
歳 出	合 計	751

## 令和5年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算

令和5年度いわき市の常磐湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市常磐湯本財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		4,363
	1 財産運用収入	4,360
	2 財産売払収入	2
	3 手数料	1
2 繰入金		7,583
	1 基金繰入金	7,583
3 繰越金		2,099
	1 繰越金	2,099
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	14,047

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		453
	1 管理会費	453
2 財産費		11,594
	1 財産管理費	11,594
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	14,047

## 令和5年度いわき市磐崎財産区特別会計予算

令和5年度いわき市の磐崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市磐崎財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,876
	1 財産運用収入	1,147
	2 財産売却収入	729
2 繰入金		3,651
	1 基金繰入金	3,651
3 繰越金		57
	1 繰越金	57
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	5,586

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		857
	1 管理会費	857
2 財産費		4,689
	1 財産管理費	4,689
3 予備費		40
	1 予備費	40
歳 出	合 計	5,586

## 令和5年度いわき市澤渡財産区特別会計予算

令和5年度いわき市の澤渡財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市澤渡財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,864
	1 財産運用収入	2,862
	2 財産売払収入	2
2 繰入金		626
	1 基金繰入金	626
3 繰越金		592
	1 繰越金	592
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳 入	合 計	4,083

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		587
	1 管理会費	587
2 財産費		3,346
	1 財産管理費	3,346
3 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出	合 計	4,083

## 令和5年度いわき市田人財産区特別会計予算

令和5年度いわき市の田人財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市田人財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県支出金		185
	1 県補助金	185
2 財産収入		259
	1 財産運用収入	257
	2 財産売払収入	2
3 繰入金		2,035
	1 基金繰入金	2,035
4 繰越金		85
	1 繰越金	85
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	2,566

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		685
	1 管理会費	685
2 財産費		1,831
	1 財産管理費	1,831
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出	合 計	2,566

## 令和5年度いわき市川前財産区特別会計予算

令和5年度いわき市の川前財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,811千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

いわき市川前財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		9,397
	1 財産運用収入	9,395
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		101
	1 繰越金	101
3 諸収入		7,313
	1 預金利子	1
	2 受託事業収入	7,311
	3 雑入	1
歳 入	合 計	16,811

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		1,109
	1 管理会費	1,109
2 財産費		15,602
	1 財産管理費	8,236
	2 受託事業費	7,366
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	16,811

# 企 業 会 計



## 令和5年度いわき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度いわき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 水道事業

(1) 給水件数	147,867件
(2) 年間総給水量	34,751,847m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	94,950m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 基幹浄水場連絡管整備事業	562,702千円
イ 老朽管更新事業	3,684,097千円

### 2 簡易水道事業

(1) 給水件数	1,720件
(2) 年間総給水量	408,875m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,117m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 老朽管更新事業	60,785千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,607,702千円
第1項 営業収益		8,984,666千円
第2項 営業外収益		623,026千円
第3項 特別利益		10千円
第2款 簡易水道事業収益		230,763千円
第1項 営業収益		100,255千円
第2項 営業外収益		130,508千円

	支	出
第1款 水道事業費用		8,999,380千円
第1項 営業費用		8,507,727千円
第2項 営業外費用		424,527千円
第3項 特別損失		17,126千円
第4項 予備費		50,000千円
第2款 簡易水道事業費用		318,969千円
第1項 営業費用		299,838千円
第2項 営業外費用		9,131千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,401,517千円は過年度分損益勘定留保資金4,292,555千円、当年度分損益勘定留保資金284,456千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額412,755千円及び繰越利益剰余金処分額411,751千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		3,397,514千円
第1項 企業債		2,291,700千円
第2項 工事負担金		159,819千円
第3項 水道整備負担金		110千円
第4項 国庫補助金		193,995千円
第5項 他会計負担金		28,219千円
第6項 他会計出資金		723,671千円
第2款 簡易水道事業資本的収入		112,224千円
第1項 他会計負担金		914千円
第2項 他会計出資金		111,310千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		8,678,503千円
第1項 建設改良費		6,365,925千円
第2項 企業債償還金		2,242,578千円
第3項 予備費		70,000千円

第2款 簡易水道事業資本的支出	232,752千円
第1項 建設改良費	118,804千円
第2項 企業債償還金	93,948千円
第3項 予備費	20,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	平浄水場浸水 災害対策工事	千円 574,353	5	千円 11,411
				6	273,059
				7	289,883

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
老朽管更新事業 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和6年度まで	919,000千円



(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹浄水場 連絡管 整備事業	千円 140,100	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、企業財政の 都合により、起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰延べて借り入れる ことができる。	3.5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行、その他 の場合には、その債 権者と協定するところ による。 ただし、企業財政 の都合により、据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 り換えることができ る。
老朽管 更新事業	1,985,000			
災害対策 事業	166,600			
計	2,291,700			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,364,335千円  
(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、956,936千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越利益剰余金のうち411,751千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 411,751千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 具	液体クロマトグラフ質量分析装置	一 式

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和5年度いわき市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度いわき市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 工業用水道事業

(1) 給水件数	9件
(2) 年間総給水量	3,634,380m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	9,930m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		327,630千円
第1項 営業収益		203,001千円
第2項 営業外収益		124,628千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		299,996千円
第1項 営業費用		289,797千円
第2項 営業外費用		5,198千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額1,001千円は当年度分損益勘定留保資金164千円及び繰越利益剰余金837千円で補填するものとする。）。

	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,001千円
第1項 建設改良費		1千円
第2項 予備費		1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 16,168千円

令和5年2月16日提出

いわき市長 内田 広之

## 令和5年度いわき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度いわき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	700床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入 院	176,778人
イ 外 来	216,270人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院	483人
イ 外 来	890人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 有 形 固 定 資 産 購 入 事 業	1,381,652千円
イ リ ー ス 資 産 購 入 事 業	139,442千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	24,218,633千円
第1項 医業収益	18,821,175千円
第2項 医業外収益	5,226,770千円
第3項 看護専門学校収益	164,195千円
第4項 特別利益	6,493千円
	支 出
第1款 病院事業費用	23,917,938千円
第1項 医業費用	22,897,245千円
第2項 医業外費用	800,151千円
第3項 看護専門学校費用	183,572千円
第4項 特別損失	6,970千円
第5項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,165,027千円は過年度分損益勘定留保資金1,165,027千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,526,080千円
第1項 企 業 債	1,360,400千円
第2項 出 資 金	4,511千円
第3項 固定資産売却代金	1,650千円
第4項 負 担 金	1,097,894千円
第5項 他会計補助金	39,480千円
第6項 貸付金返還金	144千円
第7項 寄 附 金	22,000千円
第8項 基金繰入金	1千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,691,107千円
第1項 建設改良費	1,542,291千円
第2項 企業債償還金	2,036,365千円
第3項 貸 付 金	80,448千円
第4項 その他資本的支出	22,003千円
第5項 予 備 費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建 物 改 築 等 事 業	千円 21,100	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
医 療 器 械 整 備 事 業	1,339,300			
計	1,360,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用と第2項医業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 9,996,419千円  
(2) 交 際 費 950千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,951千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,210,990千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械	手 術 支 援 ロ ボ ッ ト 装 置	1 台
器 械	M R I 装 置	1 台
器 械	手 術 用 頭 微 鏡 シ ス テ ム	1 台
器 械	鋼 製 小 物 セ ッ ト	一 式
器 械	超 音 波 画 像 診 断 装 置	1 台
器 械	超 音 波 画 像 診 断 装 置 (心 臓 仕 様)	1 台
器 械	脊 髄 内 視 鏡 シ ス テ ム	1 台
器 械	大 動 脈 バ ル ーン ポ ンプ	2 台

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之





## 令和5年度いわき市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度いわき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	81,580戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	26,406,044m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	72,148m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	1,788,476千円
イ ポ ン プ 場 建 設 事 業	888,189千円
ウ 処 理 場 建 設 事 業	3,474,615千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,976,809千円
第1項 営業収益		5,780,399千円
第2項 営業外収益		3,196,409千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,829,495千円
第1項 営業費用		8,138,815千円
第2項 営業外費用		685,340千円
第3項 特別損失		340千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,760,445千円は、過年度分損益勘定留保資金1,072,557千円、当年度分損益勘定留保資金2,540,673千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,215千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		6,490,808千円
第1項 企業債		3,575,700千円
第2項 他会計出資金		625,678千円
第3項 国庫補助金		2,255,553千円
第4項 県補助金		8,203千円
第5項 負担金等		25,674千円
	支	出
第1款 資本的支出		10,251,253千円
第1項 建設改良費		6,156,986千円
第2項 固定資産購入費		9,517千円
第3項 企業債償還金		4,083,750千円
第4項 予備費		1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	小名川ポンプ場 除塵機設備改築 (機械・電気)事業	千円 370,000	5	千円 111,000
				6	259,000
		中部浄化センター 耐震補強工事	840,000	5	252,000
				6	252,000
				7	336,000
		南部浄化センター 耐震補強工事	670,000	5	201,000
				6	469,000
		南部浄化センター 計装設備改築事業	260,000	5	78,000
				6	182,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗トイレ改造資金利子補給補助金（令和5年度貸付分）	令和5年度から 令和9年度まで	借入期間中における融資残高につき約定利率により計算した利子相当額
水洗トイレ改造資金損失補償（令和5年度貸付分）	令和5年度から 令和10年度まで	融資元本の最終償還期限後契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
下水道管路施設包括的民間委託	令和5年度から 令和8年度まで	1,000,614千円
下水道施設運転管理業務委託（中部浄化センター等）	令和5年度から 令和8年度まで	2,049,907千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道 建設事業	千円 3,145,700	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費 平準化債	430,000			
計	3,575,700			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 443,610千円

令和5年2月16日提出

いわき市長 内田 広之



## 令和5年度いわき市地域汚水処理事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度いわき市地域汚水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	2,777戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	746,166m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	2,039m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	2,760千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	7,281千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 地域汚水処理事業収益	163,215千円
第1項 営 業 収 益	101,146千円
第2項 営 業 外 収 益	62,068千円
第3項 特 別 利 益	1千円
	支 出
第1款 地域汚水処理事業費用	164,826千円
第1項 営 業 費 用	158,137千円
第2項 営 業 外 費 用	1,679千円
第3項 特 別 損 失	10千円
第4項 予 備 費	5,000千円



(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額11,041千円は、引継金で補填するものとする。)

	支	出
第1款 資本的支出		11,041千円
第1項 建設改良費		10,041千円
第2項 予備費		1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款地域汚水処理事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

令和5年2月16日提出

いわき市長 内田 広之

## 令和5年度いわき市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度いわき市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,097戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	291,049m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	795m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 管 渠 建 設 事 業	27,544千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	9,545千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	257,215千円
第1項 営業収益	45,785千円
第2項 営業外収益	211,429千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費用	275,729千円
第1項 営業費用	229,398千円
第2項 営業外費用	41,281千円
第3項 特別損失	50千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額72,336千円は、過年度分損益勘定留保資金3,119千円及び当年度分損益勘定留保資金69,217千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		136,675千円
第1項 他 会 計 出 資 金		134,675千円
第2項 分 担 金 等		2,000千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		209,011千円
第1項 建 設 改 良 費		37,089千円
第2項 企 業 債 償 還 金		170,922千円
第3項 予 備 費		1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

令和5年2月16日提出

いわき市長 内 田 広 之